

## 第2回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月27日(金)午後1時50分から午後2時50分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 1号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん委員会審議結果報告  
について

第 5 議 第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 7 議 第 4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 8 議 第 5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(使用貸借権の設定)

第 9 議 第 6号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 淀野 拓也、主事 玉田 絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

皆さん、大変ご苦勞様でございます。今回は、新体制となって初めての総会となります。はじめに、会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

ただ今より、第2回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ち議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席1番鈴木秀男委員、議席2番後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第1号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の1ページをご覧ください。報告第1号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。2月申し出件数4件、田20,564㎡。個人への調整決定件数4件田14,690㎡。支援センターへの調整決定件数1件田5,874㎡。支援センター保有分売渡件数1件田13,989㎡。所有権移転合計6件、田34,553㎡。

利用権の設定。2月再設定件数35件、田261,500.92㎡、畑1,530㎡。2月申し出件数2件、田5,663㎡。個人への調整決定件数2件、5,663㎡。利用権設定合計37件、田267,163.92㎡、畑1,530㎡。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。  
事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

15ページをご覧ください。議第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は12件です。

(議第2号番号1番から12番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

18ページをご覧ください。議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は6件です。

(議第3号1番から6番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

3番 高橋孝博委員

番号1番について、3月13日に渡部泰徳推進委員と私で現地確認しました。今回の申請は経営

規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 対価●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号2番の件について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

5番 勝見和彦委員

番号2番について、3月20日に荒井推進委員が現地確認しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a 対価●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号3番から5番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

1番 鈴木秀男委員

番号3番について、3月25日に伊藤推進委員が現地確認しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地に状況から見て10a対価●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、3月25日に伊藤推進委員が現地確認しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地に状況から見て10a対価●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、3月14日に山田推進委員が現地確認しました。今回の申請は、贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に、番号6番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

9番 新野勝廣委員

番号6番について、3月22日に内山推進委員が現地確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て対価●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

20ページをご覧ください。議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は23件です。

(議第4号番号1番から23番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番から15番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一

番号1番について、3月20日に齊藤修一推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号2番について、3月15日に齊藤修一推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号3番と4番について、3月15日に齊藤修一推進委員が現地確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、3月15日に齊藤修一推進委員が現地確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号6番について、3月19日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号7番、8番について、3月19日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号9番について、3月18日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号10番について、3月18日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号11番について、3月18日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号12番について、3月18日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号13番について、3月19日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号14番について、3月19日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号15番について、3月19日に牛谷推進委員が現地確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号16番から18番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

議席1番 鈴木秀男委員

番号16番について、3月15日に山田委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号17番について、3月15日に山田委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号18番について、3月15日に山田委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規

模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号19番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

議席6番 市川博幸委員

番号19番について、3月15日に須貝委員が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号20番から23番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

議席9番 新野勝廣委員

番号20番について、3月13日に高梨委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号21番について、3月22日に内山委員が現地調査しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号22番について、3月13日に小形委員と私が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号23番について、3月13日に小形委員と私が現地調査しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の方奥が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

26ページをご覧ください。議第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第5号番号1番、2番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。初めに、番号1番の件について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

番号1番 鈴木秀男委員

番号1番について、3月15日に山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に、番号2番の件について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

番号6番 市川博幸委員

番号2番について、3月23日に新野推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続・新規就農です。借人は新規就農者で、意欲的に農業経営に取り組むということでの使用貸借の申請であり、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。



議長 大沼藤一

日程第9、議第6号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号8155番は、議席9番新野勝廣委員本人に、整理番号8160番は、議席4番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、当該案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席9番新野勝廣委員及び、議席4番佐々木一宏委員については、当該案件について審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

それでは、初めに整理番号8155番の件について審議を行うので、議席9番新野勝廣委員は室外に退席願います。(新野勝廣委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

議第6号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

27ページと35ページです。(議第6号本文及び整理番号8155番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8155番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。新野勝廣委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、整理番号8160番の件について審議を行うので、議席4番佐々木一宏委員は室外に退席願います。(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

36ページです。(整理番号8160番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、ご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8160番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に決定いただきました整理番号8155番及び8160番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

28ページです。(整理番号8155番、8160番を除く、整理番号8121番から8166番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8155番及び8160番を除いた各案件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第2回川西町農業委員会総会を閉会いたします。